

# 企画運営委員会規程

2022年11月30日 制定

(目的)

## 第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の企画運営委員会の任務・運営に関する事項を定める。

(構成)

## 第2条

企画運営委員会は、本会会長、副会長、および総務、財務、広報、国際交流、教育・出版、講演会の正担当理事をもって構成する。ただし、必要と判断された場合、副担当理事も構成員として加える。

(開催)

## 第3条

企画運営委員会は、原則として2ヶ月に1回、理事会を開催しない月に企画運営会議を開催する。

(会場)

## 第4条

企画運営会議の会場は、会長が指定する。

(招集)

## 第5条

企画運営会議は、会長が招集する。

(議長)

## 第6条

企画運営会議の議長には、会長があたる。

(会議の目的)

## 第7条

企画運営会議は、本会の理事会で決議・報告すべき事案について予め議論し、理事会に向けて過不足情報を補完する場である。

(構成員以外の者の出席)

第8条

事務局長は企画運営会議に出席しなければならない。ただし、代理を認める。

2 必要に応じ、会長が認めた者の出席を認める。

(議事録)

第9条

企画運営会議の議事録は、総務担当理事が作成する。

(改廃)

第10条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2022年11月30日 制定

以上